

監査の指摘に対する状況

No.	区分	課等名	指摘事項	指摘区分	措置の内容	措置状況
1	R 3 施設監査 (学校)	教育総務課	電気施設の管理が適切でないもの グラウンドに設置されている電気ボックスの塗装が劣化し鉄部が腐食していた。 感電等の事故の発生が懸念されるため、早急な対応をされたい。 (藤山台中学校)	注意	電気ボックスの錆を落とし、錆止めと塗装を行いました。今後、施設点検を行う際の確認事項に同様の事例を含め、安全確保の観点から支障がある場合には、速やかに学校から教育総務課に修繕要望がでるよう学校長へ周知し、学校施設の安全管理を徹底します。	措置済
2	R 3 施設監査 (学校)	教育総務課	行政財産目的外使用の許可が適切でなかったもの グラウンドに設置された物置（地元スポーツ団設置）の行政財産目的外使用許可申請の手続きが取られていなかった。 春日井市財産管理規則に基づき、行政財産目的外使用許可について適正な事務処理をされたい。 (松原小学校)	注意	該当団体に対して、行政財産目的外使用許可申請を提出させ、春日井市財産管理規則に基づき行政財産目的外使用許可の事務手続きをしました。今後については、校長会において同様の事例が発生しないよう周知を行い、学校施設内の行政財産目的外使用許可申請に対し適正な事務執行に努めます。	措置済